



(裏面)

## 掲載条件

- 1 町が管理する公共施設、物品、印刷物等に掲示又は掲載（以下「掲載」といいます。）できる有料広告は、次のいずれにも該当しないものとします。
  - (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の適用を受ける業種であるもの
  - (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種であるもの
  - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
  - (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
  - (6) その他掲載することが適当でないと町長が認めるもの
  
- 2 広告を掲載できる場所、規格等については、町の定めた基準（別表）によるものとします。
  
- 3 掲載料金については、宮代町有料広告掲載決定通知書に記載された額を、指定された期限内に納入してください。
  
- 4 広告の掲載順位は、原則受付順となります。ただし、町内に事業所を有するものの広告は、町外に事業所を有するものの広告より優先します。
  
- 5 広告の内容に関する責任及び公共施設へ掲載された広告の管理は、広告主が負うものとします。
  
- 6 版下原稿、広告物の作成経費及び施設等への取付・撤去経費等広告の掲載に係る経費は一切掲載を行う方の負担とします。  
また、破損等による修復に係る経費は、町の責めによる場合を除き、掲載を行う方の負担とします。
  
- 7 次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがあります。
  - (1) 町の行政運営上支障があるとき
  - (2) 指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき
  - (3) 指定する期日までに広告の掲載料金を納付しなかったとき
  - (4) 広告掲載に係る手続等において広告主の虚偽が判明したとき
  
- 8 7の規定による掲載等の取り消し、又は事故、天災事変等の不可抗力その他町の責めによらない原因により広告主が受けた損害について、町はその賠償の責めを負わないものとします。

(公共施設)

宮代町有料広告掲載申込施設別添付資料

1 希望掲載場所 公共施設名 \_\_\_\_\_

2 広告掲載料 \_\_\_\_\_区画 × \_\_\_\_\_ヶ月 × 2,500円 = \_\_\_\_\_円

宮代町有料広告掲載申込書施設別添付資料

1 広告の種類（番号を○で囲んでください）

- (1) 広報みやしろ                      (2) 町公式ホームページ

2 掲載希望枠数

(1) 広報みやしろ                      \_\_\_\_\_ 枠

(2) 町公式ホームページ              \_\_\_\_\_ 枠

3 広告掲載料

(1) \_\_\_\_\_ 枠 × \_\_\_\_\_ 円 × \_\_\_\_\_ ヶ月 = \_\_\_\_\_ 円

(2) \_\_\_\_\_ 枠 × 10,000円 × \_\_\_\_\_ ヶ月 = \_\_\_\_\_ 円

※ 町公式ホームページは、サーバー、回線のメンテナンス及び停電等の理由により、閲覧できない場合がありますので、予めご了承ください。

宮代町有料広告掲載申込書施設別添付資料

1 掲載希望枠数 \_\_\_\_\_ 枠

2 広告掲載料 \_\_\_\_\_ 枠 × 15,000円 = \_\_\_\_\_ 円

(郵便用封筒用)

宮代町有料広告掲載申込書施設別添付資料

1 掲載希望枠数 \_\_\_\_\_ 枠

2 掲載希望枠位置 (番号を○で囲んでください)

(1) A (2) B (3) C (4) D

3 広告掲載料 \_\_\_\_\_ 枠 × 30,000円 = \_\_\_\_\_ 円

(定住促進ウェブサイト「みやしろで暮らそっ」用)

宮代町有料広告掲載申込書施設別添付資料

1 掲載希望枠数 \_\_\_\_\_ 枠

2 広告掲載料 \_\_\_\_\_ 枠 × 3,000円 × \_\_\_\_\_ ヶ月 = \_\_\_\_\_ 円

(ごみ収集カレンダー)

宮代町有料広告掲載申込書施設別添付資料

1 掲載希望枠数 \_\_\_\_\_ 枠

2 広告掲載料 \_\_\_\_\_ 枠 × 10,000円 = \_\_\_\_\_ 円